# 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画 計画構成(案)

#### 1 計画名称

甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画(以下「支援事業計画」という。)

#### 2 計画構成

支援事業計画には、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第61条の規定及び同法第60条による国の基本指針が示す事項に併せ、平成26年度を計画の終期とする「次世代育成支援行動計画後期計画」を引き継ぐ計画として、必要な事項を盛り込む。

# 第1章 計画策定の趣旨

- 第1節 計画策定の背景と目的
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 計画の対象
- 第4節 計画の期間
- 第5節 計画の策定体制

# 第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

- 第1節 甲賀市の子どもを取り巻く現状
- 第2節 子ども・子育てに対する保護者の意識
- 第3節 次世代育成支援行動計画後期計画の評価

#### 第3章 計画の基本理念と基本方針

- 第1節 基本理念「めざす『子ども応援団』の姿」
- 第2節 基本方針

# 第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

- 第1節 教育・保育提供区域の設定
- 第2節 幼児期の学校教育・保育の充実
- 第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実
- 第4節 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保
- 第5節 産後の休業・育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用
- 第6節 子どもに関する専門的知識及び技術を要する支援、県施策との連携
- 第7節 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- 第8節 子ども・子育て支援関連事業
- 第9節 「甲賀市子ども応援団」重点プロジェクト

# 第5章 計画の推進と点検・評価

- 第1節 計画の推進体制
- 第2節 達成状況の点検及び評価について

# 資料

### 3 記載事項の考え方

- (1) 第1章 計画策定の趣旨
  - ① 第1節 計画策定の背景と目的【任意記載事項】
    - 支援事業計画策定に至るまでの社会的背景や、関係法令の要請等に基づく計画策定の目的について記載
  - ② 第2節 計画の位置づけ【任意記載事項】
    - 支援事業計画の法的位置付け、本市における他の計画との関係について記載
  - ③ 第3節 計画の対象
    - 本市に居住する市民のうち、法第6条で規定する「子ども(18歳未満の児童)」及びその保護者を対象として記載
  - ④ 第4節 計画の期間 【任意記載事項】
    - 平成27年度を始期とし、5年を一期とする計画期間を記載(予定)
    - 併せて、中間年度での「見直し」を記載
  - ⑤ 第5節 計画の策定体制
    - 策定及び中間年度の見直しに係る体制を記載
- (2) 第2章 甲賀市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題
  - ① 第1節 甲賀市の子どもを取り巻く現状
    - 全国的な潮流に併せ、本市における「人口」・「教育・保育」等の統計 データの分析から得られる現状・課題を記載
  - ② 第2節 子ども・子育てに対する保護者の意識
    - 〇 平成 26 年 1 月に実施した支援事業計画策定に係るニーズ調査結果から得られた保護者の意識を記載
  - ③ 第3節 次世代育成支援行動計画後期計画の評価
    - 平成 26 年度を終期とする「甲賀市次世代育成支援行動計画後期計画 (以下「次世代育成計画」という。)」の実施状況を分析・評価し、本市 における取り組みの課題を記載
- (3) 第3章 計画の基本理念と基本方針
  - ① 第1節 基本理念「めざす『子ども応援団』の姿」【任意記載事項】
    - 次世代育成計画の基本理念を踏襲した、本市における子ども・子育て の基本的考え方を、「めざす『子ども応援団』の姿」として記載
  - ② 第2節 基本方針【任意記載事項】
    - 上記「基本理念」を実現するための施策の方向を基本方針として記載
- (4) 第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業
  - ① 第1節 教育・保育提供区域の設定
    - ○「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位となる教育・保育提供区域 について記載
      - ※ 甲賀市の教育・保育提供区域の設定経過等は、**資料 2-2** のとおり。
  - ② 第2節 幼児期の学校教育・保育の充実
    - 計画期間の各年度における教育・保育提供区域ごとの幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載 ※ 参考資料 8 ページ 参照
  - ③ 第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実
    - 計画期間の各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載 ※ 参考資料 11 ページ 参照

## ④ 第4節 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその 推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保 幼小連携)の取組の推進
- 保幼小連携、0~2歳に係る取組と3~5歳に係る取組の連携 について記載

## ⑤ 第5節 産後の休業・育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用

- 保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、 地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対する情報提供、 計画的な教育・保育施設、地域型保育事業の整備について記載
- 0歳児の子どもの保護者が、育児休業期間満了時(原則1歳到達時) から質の高い保育を利用できるような環境整備について記載

# ⑥ 第6節 子どもに関する専門的知識等を要する支援、県施策との連携

- 県が行う施策との連携に関する事項及び本市の実情に応じた施策を 記載。
  - 児童虐待防止対策の充実
  - 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
  - ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

# ⑦ 第7節 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の 整備に関する施策との連携

○ 県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行 う団体等と連携した、地域の実情に応じた取組について記載

### ⑧ 第8節 子ども・子育て支援関連事業

○ 次世代育成支援行動計画後期計画に掲げる上記以外の子ども・子育て 支援施策について記載

### ⑨ 第9節 「甲賀市子ども応援団」重点プロジェクト

○ 計画期間中に重点的に取り組む子ども・子育て施策と具体的な取り組み方針及び定量的な「成果指標」について記載

### (5) 第5章 計画の推進と点検・評価

- ① 第1節 計画の推進体制
  - 地域全体で計画を実現するための協働指針として、家庭・地域・関係 団体・事業所(企業)等と一体となった推進体制及び方策について記載

### ② 第2節 達成状況の点検及び評価について【任意記載事項】

○ 各年度における支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等 を記載

#### (6) 資料

○ 策定経過、策定組織その他関係する資料